

医療法人社団生和会
指定訪問看護 指定介護予防訪問看護
訪問看護ステーション元気村 重要事項説明書

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団 生和会
代表者氏名	理事長 木村 浩彰
所在地 (電話番号等)	山口県周南市大字湯野 4278 番地 1 (電話：0834-83-3300 ファックス：0834-83-3550)
法人設立年月日	昭和 63 年 9 月 12 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション元気村
介護保険指定 事業所番号	3561590039
事業所所在地	山口県周南市大字湯野 4278 番地 1 なごやかケア本館 2 階
連絡先 相談担当者名	(電話：0834-82-0777 ファックス：0834-82-0888) (部署名：訪問看護ステーション元気村 相談担当者氏名：杉田博美)
事業所の通常の 事業の実施地域	(周南市・防府市)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	利用者が要介護・要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日まで
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 まで

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	365 日
サービス提供時間	24 時間対応

(5) 事業所の職員体制

管理者	(職名：管理者) (氏名：杉田 博美)
-----	---------------------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護・指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書・介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書・介護予防訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画・介護予防訪問看護計画書の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画・介護予防訪問看護報告書を交付します。 4 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画・介護予防訪問看護計画書の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書・介護予防訪問看護報告書を作成します。	常 勤 6 名
看護職員 (看護師・准看護師)	1 訪問看護計画・介護予防訪問看護計画書に基づき、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	常 勤 9 名 非常勤 名
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 名 非常勤 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者が作成した居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画・介護予防訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画・介護予防訪問看護計画に基づき、訪問看護・介護予防訪問看護を提供します。 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

※ 指定訪問看護ステーション・指定介護予防訪問看護ステーションの場合

周南市は地域区分 7 級地に該当する為、1 単位＝10.21 円が利用基本料金となります。

利用者負担額は、市町村より配布された負担割合額に準ずる額となります。

○訪問看護基本料金

サービス提供時間数	20 分未満	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満
	単位数	単位数	単位数	単位数
訪問看護	314	471	823	1,128
予防訪問看護	303	451	794	1,090

但し、准看護師訪問時は、100 分の 90 で算定する。

新型コロナウイルス感染症に対応するためのかかりまし経費分として、厚生労働省の定めると

ころにより2021年4月1日から2021年9月30日までの間は全てのサービスにおいて基本報酬の合計単位数に0.1%上乘せした額を請求する。但し、感染状況によっては期間の変動あり。

提供時間帯名	早朝	夜間	深夜
時 間 帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで

サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 25、深夜の場合は、100 分の 50 に相当する単位が加算されます。

※ 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護ステーションの加算

説明 確認欄	加 算	単位数	算 定 回 数 等
☐	緊急時訪問看護加算Ⅰ	600	1 月に 1 回
☐	特 別 管 理 加 算 (Ⅰ)	500	1 月に 1 回
	特 別 管 理 加 算 (Ⅱ)	250	
☐	ターミナルケア加算 (介護予防は対象外)	2,500	死亡月に 1 回
☐	初 回 加 算 Ⅰ	350	初回のみ
	初 回 加 算 Ⅱ	300	
☐	退院時共同指導加算	600	1 回当たり
☐	看護介護職員連携強化加算 (介護予防は対象外)	250	1 月に 1 回
☐	複数名訪問看護加算	254	1 回当たり(30分未満)
		402	1 回当たり(30分以上)
☐	長時間訪問看護加算	300	1 回当たり
☐	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10/100	1 回当たり
☐	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5/100	1 回当たり
☐	看護体制強化加算Ⅰ	550	1 月に 1 回(訪問看護)
☐	看護体制強化加算Ⅱ	200	1 月に 1 回(訪問看護)
☐	看護体制強化加算(介護予防)	100	1 月に 1 回(予防訪問看護)
☐	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6	1 回当たり
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3	1 回当たり
	サービス提供体制強化加算(介護予防のみ)	6	1 回当たり

※ 緊急時訪問看護・介護予防訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します

24 時間対応訪問看護携帯番号	080-2944-8593 080-8231-3645
-----------------	--------------------------------

※夜間は 080-2944-8593

- ※ 特別管理加算は、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。→下段のかっこ内に記載しています。)に対して、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。
- ※ 特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護・介護予防訪問看護を行った場合に加算します。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌^{かんりゅう}流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。(介護予防対象外)
その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、他系統萎縮症(綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画・介護予防訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。(介護予防対象外)
- ※ 複数名訪問看護加算・複数名介護予防訪問看護は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、

准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護・介護予防訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護・介護予防訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護・介護予防訪問看護を行った場合、訪問看護・介護訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ 中山間地域等における小規模事業所加算は、サービスを提供する訪問看護・介護予防訪問看護事業所が中山間地域にあり、訪問看護は1月当たりの延訪問回数(前年の平均延訪問回数)が100回以下、介護予防訪問看護は1月当たりの延訪問回数(前年の平均延訪問回数)が5回以下の事業所である場合に、利用者の同意を得て加算します。なお、当該加算の算定は、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び※ターミナルケア加算(※介護予防訪問看護は対象外)を除いた所定単位数に加算します。
- ※ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、中山間地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問看護・介護予防訪問看護を行った場合に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越える場合の交通費は徴収しません。また、当該加算の算定は、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び※ターミナルケア加算(※介護予防訪問看護は対象外)を除いた所定単位数に加算します。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・介護予防訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費・介護予防訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護・介護予防訪問看護の提供となります。
- ※ 看護体制強化加算は、算定日が属する月の前3月において、指定訪問看護事業所における実利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した実利用者のしめる割合が100/50以上、特別管理加算を算定した実利用者のしめる割合が20/100以上、算定日が属する月の前12月において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上又は1名以上であった場合に算定します。
- ※ 当事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅)の居住する利用者の人数に関わらず、当該利用者に対する報酬を減算します。
- ※ 上記以外の範囲に所在する建物(養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅)に居住する者に対して、指定訪問看護を行う場合、当該建物に居住する利用者が、1月当たり20人以上であるものについて減算します。
同一の建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物(養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅に限る。)
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費・介護予防サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は実施地域を越えた時点から片道 1Km 以上 30 円/km で計算し請求いたします。
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセル料は発生致しませんのでご安心ください。
③自費サービス	保険給付の対象とならない医療行為は主治医の指示のもと、別に定める所定の料金体系に基づいて計算された料金で実施します。
④死後の処置料	死後の処置料は 10,000 円+消費税で実施いたします。

上記の費用に関しては、利用料とその他の利用料を記載した領収書を交付します。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者もしくはご家族あてにお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 20 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 杉田 博美 イ 連絡先電話番号 0834-82-0777 同ファクス番号 0834-82-0888 ウ 受付日及び受付時間 営業日及び営業時間中随時
---	--

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

(1)

サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定・要支援認定の有無及び要介護認定・要支援認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(2)

利用者が要介護認定・要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援・介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定・要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(3)

利用者に係る居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者が作成する「居宅・介護予防サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画・介護予防訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画・介護予防訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします

(4)

サービス提供は「訪問看護計画・介護予防訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画・介護予防訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます

(5)

看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)

虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：杉田 博美
-------------	-----------

(2)

成年後見制度の利用を支援します。

(3)

苦情解決体制を整備しています。

(4)

従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5)

虐待防止の対策を検討する委員会を定期的 to開催します。

(6)

介護相談員を受入れます。

(7)

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

医療機関名 :
主治医名 :
連絡先 :
緊急連絡先氏名 :
緊急連絡先 :

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者（地域包括支援センターより介護予防支援の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

周南市高齢者支援課 周南市岐山通 1 番 1 号 0834-22-8467

防府市高齢障害課 防府市寿町 7 番 1 号 0835-25-2964

山口県長寿社会課介護保険班介護保険班 山口市滝町 1-1 083-933-2774

居宅介護支援事業者名：居宅介護支援事業所 元気村

介護予防支援事業者名：

所在地：

介護支援専門員氏名：

電話番号：

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株式会社損害保険ジャパン
保険名	賠償責任保険
補償の概要	賠償責任（身体・財物・受託物・人格権被害）

12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画・介護予防訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所・指定介護予防訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護サービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

- (1) 訪問看護計画・介護予防訪問看護計画を作成する者
氏 名 杉田 博美 (連絡先：0834-82-0777)
- (2) 提供予定の指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料	利用者 負担額
月				円	円
火				円	円
水				円	円
木				円	円
金				円	円
土				円	円
日				円	円
1週当りの利用料、利用者負担額（+見積もり）合計額				円	円

(3) その他の費用

①交通費の有無	(有・無) サービス提供 1 回当たり… 円
②キャンセル料	重要事項説明書 4-②記載のとおりです。

(4) 1 か月当りのお支払い額 (利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合) とその他の費用の合計) の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

(この見積もりの有効期限は、説明の日から 1 ヶ月以内とします。)

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ①利用者氏名、サービスの種類、サービス提供の日時、職員の氏名、苦情の内容
- ②苦情の内容を記載した苦情受付票を作成する
- ③把握した状況について検討し、必要であれば検討会議を行う
- ④必要に応じて関係諸機関への連絡調整を行うとともに、利用者へ対応方法を含めた結果報告を行う

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション元気村	所在地 周南市大字湯野字向山 109 番地 22 電話番号 0834-82-0777 ファックス番号 0834-82-0888 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分 担当者：杉田 博美
【市町村（保険者）の窓口】 周南市高齢者支援課	所在地 周南市岐山通 1 番 1 号 電話番号 0834-22-8467
【市町村（保険者）の窓口】 防府市高齢障害課	所在地 防府市寿町 7 番 1 号 電話番号 0835-25-2964
【公的団体の窓口】 山口県国民健康保険団体連合会	所在地 山口市朝田 1980 地 7 号 電話番号 083-955-1010

19 その他

(1) 感染対策の強化について

当事業所は感染症の予防及び蔓延防止の取組として、下記の対策を講じる。

I. 感染対策委員会の開催

概ね6月に1回程度開催し、テレビ電話等を活用する可能性もある。

II. 指針の整備

「介護現場における感染対策の手引き」を参考に、平常時と発生時における事業所内の連絡体制等の取決めを行う。

Ⅲ.研修及び訓練（シュミレーション）の実施

研修及び訓練は共に年1回以上実施し、発生時の対応がスムーズに行えるように役割分担の確認等を内容に含めたものとする。

（２）業務継続に向けた取り組みの強化

当事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するために下記の対策を講じる。

Ⅰ.業務継続計画（BCP）の策定

「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参考に、平常時・発生時の対応等を内容に含んだものとする。

Ⅱ.研修及び訓練の実施

研修及び訓練は共に年1回以上実施し、発生時の対応がスムーズに行えるように役割分担の確認等を内容に含めたものとする。

（３）高齢者虐待防止の推進。 利用者の人権擁護や虐待防止の観点から義務付け

「虐待の防止のための措置に関する事項」

Ⅰ.虐待防止の対策を検討する委員会の定期開催

Ⅱ.指針の整備と定期研修

Ⅲ.上記措置を実施するための担当者の設置

（４）身体的拘束等の適正化の推進について

事業所は、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場を除き、身体的拘束等を行ってはならない。事業所が身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

（５）ハラスメント対策の強化について

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策として、従業員の就業環境が害される事を防止することを目的とした方針を明確化する。

利用者や家族等による職員への身体的暴力や精神的暴力、セクシャル ハラスメントなど下記のような行為があり、ハラスメントに該当すると判断し、改善がない場合には、訪問看護利用契約書 第22条（事業者からの契約解除）を適用することがあります。

※認知症等の病気や障害のある方による行為も含む。

- ① 身体的暴力 身体的な力を使って危害を及ぼす行為。（職員が回避したため危害を免れたケース含む）

例：○コップを投げつける

○蹴られる

○手を払いのけられる

- 叩かれる
- 手をひっかく、つねる
- 首を絞める
- 唾を吐く
- 服を引きちぎられる

② 精神的暴力 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為。

例：○大声を発する

- サービスの状況をのぞき見る
- 怒鳴る
- 気に入っている職員以外に批判的な言動をする
- 威圧的な態度で文句を言い続ける ○刃物を胸元からちらつかせる
- 「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
- 利用者の夫が「自分の食事と一緒に作れ」と強要する
- 家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする
- 訪問時不在のことが多く書置きを残すと「予定通りサービスがなされていない」として、謝罪して正座するよう強く求める
- 「たくさん保険料を支払っている」と大掃除を強要、断ると文句を言う
- 利用料金の支払を求めたところ、手渡しせずに、お金を床に並べてそれを拾って受け取るように求められた
- 利用料金を数か月滞納。「請求しなかった事業所にも責任がある」と支払いを拒否する
- 特定の職員に嫌がらせをする

③ セクシャルハラスメント 意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等性的ないやがらせ行為。

例：○必要もなく手や腕を触る

- 抱きしめる
- 女性のヌード写真を見せる
- 入浴介助中、あからさまに性的な話をする
- 卑猥な言動を繰り返す
- サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる
- 職員のユニフォームに手を入れる

(6) 多職種連携におけるICT機器の活用

加算の要件等における各種会議等の実施について、感染防止や多職種連携促進の観点からテレビ電話等を活用して行うこともある。利用者やその家族が参加して実施するものについては、事前に利用者等の同意を得た上で活用することとする。

(7) 必要書類における署名及び記名・押印の取り扱いについて

事業者の事務負担の軽減の観点から、当事業所のサービス提供に関わる全ての書類について利用者（またはその代理人）の署名及び記名・押印は任意とする。また、署名及び記名・押印を省略する場合には、必要書類を説明し同意を得た経緯を当事業所の電子媒

体に記録し保存するものとする。

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、山口県指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	山口県周南市大字湯野 4278 番地 1 なごやかケア 2 階
	法人名	医療法人社団生和会
	代表者名	理事長 木村 浩彰
	事業所名	訪問看護ステーション元気村
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

家族の 代表者	住所	
	氏名	

代理人 続柄：	住所	
	氏名	